

# 介護保険施設サービス 重要事項説明書

## 1 事業所の概要

事業所名	介護老人保健施設 あいの里リハビリ苑		
所在地	岡山県岡山市南区大福 950-6		
事業所番号	3350180083号	開設年月日	平成 5年10月 1日
管理者	横山 久光		
相談苦情担当者	新地 忠		
連絡先(電話)	086-281-6626(代)		

## 2 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

### 〔介護老人保健施設あいの里リハビリ苑の運営方針〕

1. 当施設は、施設サービス計画に基づいて、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう図るとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指します。
2. 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護老人保健施設サービスの提供に努めます。
3. 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

## 3 施設の職員体制

(令和6年1月1日現在)

	法定人員	常勤		非常勤 (常勤換算)	業 務 内 容
		専従	兼務		
医 師	1	—	1	1(0.1)	病状に応じた疾病・健康管理
薬 剤 師	0.4	—	—	1(0.4)	調剤及び服薬管理、指導
看 護 師	9	7	—	5(2.3)	心身の看護、保健指導、介護及び教育、生活リハの実施等
介 護 職 員	24	24	—	6(3.4)	生活全般における援助、指導、介護教育、生活リハビリテーション・レクリエーションの実施
支 援 相 談 員	1	1	1	1(0.9)	入所者又はその家族からの相談への対応、レク等の計画、指導、地域との連携、ボランティアの指導
理 学 療 法 士	2	2	—	2(0.6)	心身機能評価、生活リハビリテーション指導、家屋・生活環境調査、家屋改造指導、コミュニケーション能力向上訓練、嚥下能力向上訓練
作 業 療 法 士		1	—	1(0.4)	
言 語 聴 覚 士		—	—	1(0.3)	
管 理 栄 養 士	1	—	5	2(1.4)	栄養並びに入所者の身体状況、病状、嗜好を考慮した食事の提供、適切な栄養指導
調 理 員	—	—	2	2(1.1)	調理、給食業務
介 護 支 援 専 門 員	1	1	2	—	適切な施設サービス計画の作成、自立に向けての支援、モニタリングの実施、在宅復帰に対してのケアマネジメント
事 務 職 員	—	—	—	1(0.9)	庶務、受付及び介護保険請求に関わる業務

#### 4 入所定員等

- ・定員：99名
  - ・療養室：個室 3室、2人室 6室、4人室 21室
- \*ご希望により、個室及び2人室を利用された場合には、別途料金をいただきます。

#### 5 サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案（使用する課題分析票の種類：包括的自立支援プログラム方式）
- ② 医学的管理・看護（介護老人保健施設は、入院の必要のない程度 of 要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、入所者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。）
- ③ 機能訓練（個別・集団リハビリテーション、レクリエーション）
- ④ 食事 朝食：08時00分～08時45分  
昼食：12時00分～12時45分  
夕食：18時00分～18時45分  
※食事は原則として、食堂でおとりいただきます。
- ⑤ 入浴（原則週2回。ただし、入所者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。一般浴槽のほか、入浴に介助を要する入所者には特別浴槽で対応させていただきます。一度に複数の入所者が利用される事があります。）
- ⑥ 介護（入所療養介護サービス計画に基づいて実施します。又、併せて退所時の支援も行います。）
- ⑦ 相談援助サービス（当施設には支援相談の専門員として、支援相談員及び介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。）
- ⑧ 理美容サービス（ご希望の方、外部業者により理美容サービスを実施します。）  
※理美容サービスは、外部業者に対し別途料金が発生いたします。
- ⑨ 行政手続代行（介護保険申請代行、認定調査等）
- ⑩ その他  
※これらのサービスのなかには、入所者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもございます。具体的にご相談ください。

#### 6 身体拘束等

当施設では、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。ただし自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設の医師がその様態および時間、その際の入所者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

#### 7 感染症管理体制の実施

当施設では、感染症または食中毒が発生し、またはまん延を防止するため指針を整備し、必要な措置を講じます。

#### 8 褥創管理体制の実施

当施設では、褥創が発生しないよう適切な介護を提供するとともに、その発生を防止するための指針を整備し、必要な措置を講じます。

#### 9 利用料金

- ① 利用料等は、別紙のとおりです。自己負担額は、原則として介護保険の給付対象となる項目については「介護保険負担割合証」に表示されている割合が1割の方（ ）、2割の方 { }、3割の方 [ ] 内の利用者負担金となります。給付対象外の項目については全額となります。なお、この金額は関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
- ② 介護保険の給付の対象外となる場合は、全額自己負担となります。
- ③ 自己負担金は、月2回（毎月20日までに当月15日まで及び5日までに前月15日以降）の請求書及び利用明細書を発行しますので、到着後15日以内に1階の受付窓口へ現金でお支払いください。

#### 10 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力いただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### 【協力医療機関】

名称	岡山旭東病院
診療科目	整形外科・脳神経外科・神経内科・内科 他
住所	岡山市中区倉田567-1 (Tel. 086-276-3231)
名称	岡山市立せのお病院
診療科目	内科・外科・整形外科・眼科・婦人科 他
住所	岡山市南区妹尾850 (Tel. 086-282-1211)
名称	おおもと病院
診療科目	外科・乳腺外科・胃腸科・消化器外科・婦人科 他
住所	岡山市北区大元1-1-5 (Tel. 086-241-6888)
名称	慈圭病院
診療科目	精神科、神経科 他
住所	岡山市南区浦安本町100-2 (Tel. 086-262-1191)

#### 【協力歯科医療機関】

名称	平松歯科
診療科目	歯科、歯科口腔外科、小児歯科
住所	岡山市南区大福145-3 (Tel. 086-281-3346)

### 1.1 施設の利用に当たっての留意事項

- ・面会：面会時間は7時00分～20時30分としています。面会者は、1階受付にあります面会者名簿に必ずご記入下さい。又、面会時間を遵守し、その都度職員にお声かけをお願いします。※感染症流行時には、入所者の安全を考慮し、面会を制限させていただく場合があります。
- ・外出、外泊：外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。
- ・消灯：消灯時間は21時00分としています。
- ・喫煙、飲酒：喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。  
(施設内は禁煙としています。)  
飲酒は、医師の許可があれば、飲用していただけます。
- ・火気の取扱い：禁止しております。
- ・設備・備品の利用：施設内の居室や設備、備品は本来の使用方法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・所持品、備品等の持ち込み：テレビ等を持ち込まれる場合は、イヤホン等のご用意をお願いいたします。その他、詳しいことにつきましては、看護、介護職員にお尋ね下さい。
- ・金銭、貴重品の管理：多額の現金のご持参はご遠慮下さい。現金の管理は、ご本人、ご家族でお願いします。紛失等の事故があった場合、責任は負いかねます。
- ・外泊時等の施設外での受診：認められておりませんのでご注意下さい。
- ・ペットの持ち込み：施設内へのペットの持ち込みはお断りします。

### 1.2 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止いたします。

### 1.3 非常災害対策

- ・防災設備：建物は耐火構造物で、天井、壁、カーテン等は不燃材使用で、消防法上、甲種防火対象物となっています。防災設備としては、消火器具、消火栓、スプリンクラー設備、自家発電設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具及び設備、避難器具、誘導灯及び誘導標識、防火扉等を備えていて、上記消防用設備は、有資格者による、年

1回の法定点検（消防署へ届け出必要）、半年ごとの点検が義務づけられており、定期的に行っています。

- ・ **防災訓練**：消防法上、年2回以上の、消火、通報及び避難の訓練を、消防機関に通報の上、しなければならぬこととなっており、当施設でも半年ごとに実施しています。また、消防署立ち会いのもと、避難・誘導訓練、消火器を使用する消火訓練も行っています。

#### 1.4 高齢者虐待防止への取り組み

当施設では入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え、入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

#### 1.5 成年後見制度の活用支援

入所者は代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。ただし、代理人選定に際して必要がある場合には、当施設では成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明、並びに専門機関の紹介をするものとします。

#### 1.6 ご相談・ご不満の受付

- ① サービスに関するご相談・ご不満はご遠慮なく相談苦情担当者までお申し付けください。

苦情相談担当者	新地 忠（介護支援専門員）
相談受付時間	8：30～17：30
ご利用方法	電話（086-281-6626） または FAX（086-281-6623） または 面接

- ② 当事業所以外に、お住まいの市町村及び岡山県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・岡山市事業者指導課 施設係 086-212-1014
- ・倉敷市介護保険課 086-426-3343
- ・早島町役場 町民生活課 介護保険係 086-482-0613
- ・岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811

#### 1.7 事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生の際は迅速に必要な措置を講じ、家族及び居宅介護支援事業者、並びに保険者（市町村等）、県に連絡を取ります。事故の発生または再発を防止するため、指針を整備し、介護事故に対する安全管理体制の確保に努めます。

なお、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

#### 1.8 秘密保持及び個人情報の使用

入所者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、生命・身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて第三者に漏らすことはありません（また、従業者が業務上知り得た秘密及び個人情報は、従業者でなくなった後においても第三者に漏らすことはありません）。ただし、サービス担当者会議等において、必要な情報についてはご利用させていただくことがあります。

#### 1.9 その他

当施設についてのパンフレットも用意しておりますので、お気軽にご請求ください。